

健康推進課事業について(報告)

【不育症治療費等補助事業について】

不育症と診断された方が治療を受けるにあたり、経済的な負担の軽減を図るため、令和 6 年 4 月 1 日から、不育症検査・治療に要する費用を助成する事業を開始しました。

1 対象者

流産・死産を 2 回以上繰り返しているかたで、産科、婦人科、産婦人科を標榜する医療機関において、不育症と診断され、不育症検査・治療を受けた方

2 補助

1 回の治療につき 15 万円限度（他の地方公共団体で助成された検査費、治療費を除く）。※1 回の治療とは、治療開始から出産（流産・死産を含む）治療終了まで。

3 実績

申請者 1 名（令和 7 年 1 月末現在）、他に問合せは 4 件ほどあり。

【産婦配食サービス事業について】

体調が安定せず、回復期にあたる産後 1 か月未満の産婦に対し、身体的、経済的負担の軽減を図るため、令和 6 年 4 月 1 日から産婦配食サービス事業を開始しました。

1 対象者

産後 1 か月未満までの産婦

2 補助

1 食あたり 250 円

3 実績

36 人、561 食（令和 6 年 12 月末現在）